

関西大学工学部化学工学科 同窓会会則

(第1条) 本会は関西大学工学部化学工学科・同窓会と称する。

(第2条) 本会は会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(第3条) 本会の会員は正会員および客員よりなる。正会員は、関西大学工学部化学工学科(環境都市工学部エネルギー・環境工学科)を卒業したもの、ならびに、関西大学大学院工学研究科化学工学専攻(工学研究科ライフ・マテリアルデザイン専攻化学工学分野、理工学研究科ソーシャルデザイン専攻エネルギー・環境工学分野)の修士課程(博士課程前期課程)、関西大学大学院工学研究科化学工学専攻(工学研究科総合工学専攻、理工学研究科総合工学専攻)博士課程(博士課程後期課程)を修了したものとする。また、上記に在籍したもので正会員3名以上が推薦し総会で承認され本人が承諾したものとする。客員は、関西大学工学部化学工学科(環境都市工学部エネルギー・環境工学科)に在籍した教職員および現在在籍している教職員とする。

(第4条) 本会は本部を関西大学工学部化学工学科(環境都市工学部エネルギー・環境工学科)内におき、総会の承認を得て適当な場所に支部をおくことができる。

(第5条) 本会には会長1名、副会長1名、常任幹事若干名をおく。

(第6条) 会長および副会長は常任幹事会の推薦したもので、総会にて承認され本人が承諾したもので、本会を代表して会務を統括する。任期は二年とし重任することもできる。

(第7条) 常任幹事は正会員および客員から選出され、かつ総会にて承認されたもので、総会に関する諸般の事務を掌理する。任期は一年とし、重任することもできる。

(第8条) 本会は毎年総会を開き、毎年一回会報を発行する。その他、本会の目的を達するための行事を適時開催するものとする。

(第9条) 本会々則および付則の変更は、総会の決議によってこれをおこなう。

(付則)

1. この会則の改定は平成20年12月1日より実施する。
2. 会員および客員は入会金および年会費を納めることを要しない。
3. 印刷物としての会報は発行せず、同窓会ホームページ上から会報を公開する。

(平成20年11月22日改正)

(改正に関する補足説明)

関西大学工学部化学工学科・同窓会では、応用化学科同窓会との分離・独立、学部および大学院改組に伴う学科名称の変更、入会費および年会費納入率の低下、同窓会予算の切迫、同窓会事務スタッフの雇用等、同窓会組織を運営する上でさまざまな問題を抱えており、以前より同窓会誌やホームページを通じて現状を報告して参りました。平成20年度の常任幹事会において、もはや旧規定に則って同窓会運営を行うことが極めて困難であるとの結論に達しました。平成20年11月22日に開催された平成20年度関西大学工学部化学工学科・同窓会総会にて同窓会会則の改正案が提出され、上記の改正案が正式に承認されました。今回の改正により、同窓会誌を年一回ホームページ上から発行することによって同窓会運営費を大幅に低減できるとともに、事務作業の軽減化を目的とした同窓会役員および事務スタッフのスリム化が可能になりました。